⑹　Contact point for tender documentation : Kenji Yamada, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Development Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku Saitama city Saitama prefecture 330―9722 Japan. TEL 048―740―0533

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年10月3日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　川﨑　茂信
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　安来地区電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　対象施設　電線共同溝（道路法第２条第２項の７に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（歩道、水路等）、道路附属物（道路照明、道路標識等）
⑷　事業場所　島根県安来市安来町～同市飯島町
⑸　事業内容　本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の①設計、②工事、及び電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の③維持管理に関する業務をＰＦＩ法に基づき実施するものである。なお、特定事業は占用者（西日本電信電話株式会社）が所有する管路・マンホール等の既存施設（以下「既存ストック」という）を活用して実施する計画であるが、本事業に応募する民間事業者が既存ストックを活用しない提案を行うことを妨げるものではない。また、既存ストックを活用する提案が選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占用者から所有権を取得する予定である。
⑹　事業期間　事業契約締結日から平成44年３月31日まで。
2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合は、この限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。
ア　直近期が債務超過でないこと。
イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
④　上記③ＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主の中で唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、中国地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑤　応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が整備工事業務と工事監理業務を同時に実施することはできない。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務等から、本事業における役割を明らかにすること。１⑸に掲げる業務を実施するものについては、２⑵～⑹に示す参加資格要件を満たすこと。１⑸に掲げる業務以外の役割を実施するものについては２⑵を満たすこと。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中国地方整備局と協議するものとし、中国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
⑩　上記⑤及び⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次のアからウまでに該当する者をいう。
ア　資本関係　資本関係とは、次のいずれかに該当する場合。
ａ　親会社と子会社の関係にある場合
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　人的関係　人的関係とは、次のいずれかに該当する場合。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ただし、ａについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記アｘはイと同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合
⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑨までの要件を満たさなければならない。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　本事業に係る業務に対応した予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条の資格の認定等を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
③　ＰＦＩ法（平成11年法律第117号）第９条の規定に該当しない者であること。
④　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。